別記第1号様式（1／4枚目）

北海道「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書

（元号）　　年　　月　　日

北海道知事　様

申請者	郵便番号	〒　　－
	住所	
	氏名又は名称	
	代表者職・氏名	
	登録林業事業体登録番号	注）登録がない場合、申請できません。
	改善措置計画認定番号	認定事業主である場合は、別記第3号様式の省略可

申請担当者連絡先	職氏名	
	電話番号	

北海道意欲と能力のある林業経営者の　登録／登録の更新　を受けたいので、

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第4の規定により、申請します。

◎ 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第4の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）を別記様式第2号により提出して下さい。

◎ 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱別表1（以下「別表1」という）及び同要綱別表2（以下「別表2」という）に定める「登録基準評価項目」の基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。
なお、別表1の1の（2）から（6）及び別表2の1の（1）から（4）について、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれることとして、本申請を行う場合は、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第9の規定に基づき、公表の日から1年以内に別記第6号様式に基づき、達成状況を報告してください。

◎ 確認項目

● 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録簿に登載し、同要綱第10の規定により水産林務部林業木材課のホームページで公表している情報を北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の規定の登録等に利用すること。

☐ 上記について、同意します。　　注）申請する際は、同意が必要となります

◎ お知らせ

● 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の規定により登録を受けると道のホームページ上で公表されますことをご了解ください。

● ホームページ上での公表をもって申請者への登録通知に代えさせていただきますが、希望により文書による通知をいたしますので、文書による登録通知が必要な場合は、次によりお知らせください。

☐ 文書による登録通知の送付を希望します。　　注）送付を希望する場合はチェックをいれてください。

※ 申請者は記入しないでください。

（総合）振興局　担当者	

（収受印）

別記第1号様式（2／4枚目）

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準

登録基準
以下の(1)～(8)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(2)～(6)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含むことができます。((3)の②「森林施業プランナーの育成」を除く) なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量（㎥）の増加目標

Ⅰ 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績（元号）［　］年度			5年後の目標（元号）［　］年度		
	天然林	人工林	計(A)	天然林	人工林	計(C)
主伐 間伐						

Ⅱ 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績（元号）［　］年度			5年後の目標（元号）［　］年度		
	天然林	人工林	計(B)	天然林	人工林	計(D)
主伐 間伐						

素材生産量（㎥）	
前年度	5年後

増加率(%) (C+D)/(A+B)

②生産性（㎥/人日）の向上目標

Ⅰ 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績（元号）［　］年度			5年後の目標（元号）［　］年度		
	間伐 (E)	主伐 (F)		間伐 (I)	主伐 (J)	
天然林 人工林						

Ⅱ 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績（元号）［　］年度			5年後の目標（元号）［　］年度		
	間伐 (G)	主伐 (H)		間伐 (K)	主伐 (L)	
天然林 人工林						

間伐の生産性（㎥/人日）	
前年度(M)	5年後(N)

主伐の生産性（㎥/人日）	
前年度(O)	5年後(P)

向上率(%)	
間伐 (N/M)	
主伐 (P/O)	

登録基準
素材生産に関し、生産量を5年間で2割以上増加させる目標を有していること、又は生産性を 5年間で2割以上向上させる目標を有していること。 素材生産量が5,000m3/年以上の実績を有する場合は、5,000m3/年を維持する生産量又は生産性が間伐8m3/人日、主伐11m3/人日以上の実績を有する場合は、間伐8m3/人日、主伐11m3/人日を維持する生産性目標を有していること。

(2) 主伐後の再造林の確保

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

区分	主伐	主伐後の再造林	提出書類
事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制			両方○の場合は、不要
他者への請負又は連携による体制			連携協定書の写し等

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定書の写し等の提出が必要です。

実行体制

②主伐後に適切な更新を行うこと。また、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

登録基準
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制を有すること。（連携協定書の写し等により一体的に実施できる体制を確保することを含む。）

(3) 生産や造林・保育の実施体制の確保

①素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績

区分	北海道林業事業体登録		提出書類
	素材生産	造林	
登録から3年以上			○の場合は、不要
登録から3年未満			3年以上の実績を証する書類 （請負契約書、雇用契約書の写し等）

登録基準
3年以上の事業実績等を有すること。

②森林施業プランナーの育成

（育成に努めることとした場合の参加予定研修等）

【上記②で「森林施業プランナーの育成に努める。」とした場合は、以下の例を参考に、参加予定研修等を記載してください。】

（記入例）

（元号）年度　　北海道主催　森林施業プランナー育成研修（基礎）

登録基準
森林施業プランナーを有すること又は育成に努めること。（研修会等の受講を含む。）

（4）　雇用管理の改善及び労働安全対策

①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施

区分	提出書類
認定事業主	不要
認定事業主以外	別記第3号様式

②リスクアセスメントの導入

提出書類	リスクアセスメントを実施した報告書等の写し

登録基準
左記の項目をすべてを満たしていること。

（5）　生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理	
②生産工程の見直しによる適切な生産管理	
③作業システムの改善等の適切な生産管理	
④製材工場等需要者との直接的な取引の原木の安定供給・流通合理化	
⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化	
⑥その他（　　）	

【上記①から⑥で既に取り組んでいる場合は取り組みの内容を、取り組みを計画している場合は計画の内容を記載してください。】

登録基準
左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。

（6）　造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入	
②コンテナ苗の使用	
③低密度植栽	
④列状間伐の導入	
⑤その他（　　）	

【上記①から⑤で既に取り組んでいる場合は取り組みの内容を、取り組みを計画している場合は計画の内容を記載してください。】

登録基準
左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。

（7） コンプライアンスの確保

①労働災害の防止や労働条件の改善などに関係する法令等を遵守していない。

法令上の義務がない場合等を除き以下の取り組みが必要です。
・現場作業職員等に対する、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育
・労働者災害補償保険の加入（一人親方等の特別加入を含む）。
・健康保険法第48条の規定による届出
・厚生年金保険法第27条の規定による届出
・雇用保険法第7条の規定による届出

②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。

③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。

登録基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。

（8） 常勤役員の設置

法人においては常勤の役員の設置

※ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日（平成31年4月1日）から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。

登録基準
法人においては、左記の項目を満たしていること。

2 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準

登録基準
以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。

（1） 直近の事業年度における経理状況

直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

Ⅰ 法人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の事業年度の貸借対照表、収支計算書等	①直近の事業年度の自己資本比率が0％未満でないこと（債務超過でないこと）。 ②経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。

Ⅱ 個人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の青色申告書の写し、納税証明書等	①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。

（2） 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

（以下余白）

別記第1-2号様式（1／2枚目）

注）本書は、北海道「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書（別記第1号様式）に添付する請負先または連携先が記載する様式です。

請負先又は連携先	郵便番号	〒
	住所	
	氏名又は名称	
	代表者職・氏名	
	登録林業事業体登録番号	
	改善措置計画認定番号	認定事業主である場合は、別記第3号様式の省略可

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準（他者への請負による施業又は連携する場合）

登録基準
北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱別表2に定めるところにより、(1)～(5)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(1)～(4)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含むことができます。

○ 生産量及び生産性

①素材生産量（㎥）

区分	前年度実績 （元号）		年度	5年後予定 （元号）		年度
	天然林	人工林	計	天然林	人工林	計
主伐 間伐						

注）登録申請書別記第1号様式の（1）①Ⅱに転記して下さい。

②生産性（㎥/人日）

区分	前年度実績 （元号）		年度	5年後予定 （元号）		年度
	間伐	主伐		間伐	主伐	
天然林 人工林						

注）登録申請書別記第1号様式の（1）②Ⅱに転記して下さい。

（1） 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の事業実績

区分	北海道林業事業体登録		提出書類
	素材生産	造林	
登録から3年以上			○の場合は、不要
登録から3年未満			3年以上の実績を証する書類 （請負契約書又は雇用契約書の写し等）

登録基準
3年以上の事業実績等を有すること。

（2） 雇用管理の改善及び労働安全対策

①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施

区分	提出書類
認定事業主	不要
認定事業主以外	別記第3号様式

②リスクアセスメントの導入

提出書類	リスクアセスメントを実施した報告書等の写し

登録基準
左記の項目をすべてを満たしていること。

(3) 生産管理又は流通合理化等

		登録基準
①作業日報の作成・分析による進捗管理		左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。
②生産工程の見直しによる適切な生産管理		
③作業システムの改善等の適切な生産管理		
④製材工場等需要者との直接的な取引の原木の安定供給・流通合理化		
⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化		
⑥その他(　　)		

(4) 造林・保育の省力化・低コスト化

		登録基準
①伐採・造林の一貫作業システムの導入		左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。
②コンテナ苗の使用		
③低密度植栽		
④列状間伐の導入		
⑤その他(　　)		

(5) コンプライアンスの確保

		登録基準
①労働災害の防止や労働条件の改善などに関係する法令等を遵守していない。 法令上の義務がない場合等を除き以下の取り組みが必要です。 ・現場作業職員等に対する、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育 ・労働者災害補償保険の加入(一人親方等の特別加入を含む)。 ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出		左記の項目のいずれにも該当しないこと。
②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときか1年間を経過していない。		
③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。		

(以下余白)

別記第2号様式

経営管理実施権の設定希望届出書

以下のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）を届け出ます。

※　設定を希望する市町村名に〇を入力してください。振興局管内一円を希望する場合は、全域に〇を入力してください。

例.　空知総合振興局管内一円、石狩振興局管内一円、小樽市を希望する場合　→　「空知全域」、「石狩全域」、「小樽市」に〇を入力

空知全域	夕張市		岩見沢市		美唄市		芦別市		赤平市		三笠市		滝川市		砂川市	
	歌志内市		深川市		南幌町		奈井江町		上砂川町		由仁町		長沼町		栗山町	
	月形町		浦臼町		新十津川町		妹背牛町		秩父別町		雨竜町		北竜町		沼田町	

石狩全域	札幌市		江別市		千歳市		恵庭市		北広島市		石狩市		当別町		新篠津村	

後志全域	小樽市		島牧村		寿都町		黒松内町		蘭越町		ニセコ町		真狩村		留寿都村	
	喜茂別町		京極町		倶知安町		共和町		岩内町		泊村		神恵内村		積丹町	
	古平町		仁木町		余市町		赤井川村									

胆振全域	室蘭市		苫小牧市		登別市		伊達市		豊浦町		壮瞥町		白老町		厚真町	
	洞爺湖町		安平町		むかわ町											

日高全域	日高町		平取町		新冠町		浦河町		様似町		えりも町		新ひだか町			

渡島全域	函館市		北斗市		松前町		福島町		知内町		木古内町		七飯町		鹿部町	
	森町		八雲町		長万部町											

檜山全域	江差町		上ノ国町		厚沢部町		乙部町		奥尻町		今金町		せたな町			

上川全域	旭川市		士別市		名寄市		富良野市		鷹栖町		東神楽町		当麻町		比布町	
	愛別町		上川町		東川町		美瑛町		上富良野町		中富良野町		南富良野町		占冠村	
	和寒町		剣淵町		下川町		美深町		音威子府村		中川町		幌加内町			

留萌全域	留萌市		増毛町		小平町		苫前町		羽幌町		初山別村		遠別町		天塩町	

宗谷全域	稚内市		猿払村		浜頓別町		中頓別町		枝幸町		豊富町		礼文町		利尻町	
	利尻富士町		幌延町													

オホーツク全域	北見市		網走市		紋別市		美幌町		津別町		斜里町		清里町		小清水町	
	訓子府町		置戸町		佐呂間町		遠軽町		湧別町		滝上町		興部町		西興部村	
	雄武町		大空町													

十勝全域	帯広市		音更町		士幌町		上士幌町		鹿追町		新得町		清水町		芽室町	
	中札内村		更別村		大樹町		広尾町		幕別町		池田町		豊頃町		本別町	
	足寄町		陸別町		浦幌町											

釧路全域	釧路市		釧路町		厚岸町		浜中町		標茶町		弟子屈町		鶴居村		白糠町	

根室全域	根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町							

別記第3号様式

労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(4)の取組事項について、以下のとおり申請します。

取　組　項　目		登録基準
現場作業員の常用化などの雇用の安定化		左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。
月給制度の導入		
週休2日制の導入		
計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
退職金共済への加入などの福利厚生の充実		
防護具の着用徹底		
作業現場の安全巡回		
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策		
その他(　　)		
その他(　　)		
その他(　　)		
備　　考		

別記第4号様式

登 録 事 項 変 更 届

（元号）　　年　　月　　日

北海道知事　様

〒　　－

住　　所

届出者　氏名又は名称

代表者職・氏名

次のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）を変更したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第7の第2項の規定に基づき届け出ます。

変 更 の 理 由	
備　　考	※本書の届け出に当たっては、別記第2号様式を添付すること。 なお、別記第2号様式の記載に当たっては、引き続き、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）も含めて記載すること。

別記第5号様式

請 負 先 及 び 連 携 先 等 変 更 届

（元号）　　年　　月　　日

北海道知事　様

〒　　－

住　　所

届出者　氏名又は名称

代表者職・氏名

次のとおり、請負先及び連携先等を変更したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第8の規定に基づき届け出ます。

変 更 の 理 由	
備　　考	※本書の届け出に当たっては、連携協定書の写しを添付すること。

別記第6号様式

達 成 状 況 報 告 書

（元号）　　年　　月　　日

北海道知事　様

〒　　－

住　　所

届出者　氏名又は名称

代表者職・氏名

「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第9の規定に基づき達成状況を報告します。

基　準	経過措置適用項目	達 成 状 況
別表1の1の(2) 主伐後の再造林の確保		
別表1の1の(3) 別表2の1の(1) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保		
別表1の1の(4) 別表2の1の(2) 雇用管理の改善及び労働安全対策		
別表1の1の(5) 別表2の1の(3) 生産管理又は流通合理化等		
別表1の1の(6) 別表2の1の(4) 造林・保育の省力化・低コスト化		
備　　考	※申請時に提出が猶予されていた添付書類がある場合は、本書に添付すること。	

別記第7号様式

登 録 取 消 申 請 書

（元号）　　年　　月　　日

北海道知事　様

〒　　－

住　　所

届出者　氏名又は名称

代表者職・氏名

意欲と能力のある林業経営者の登録を取り消したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第11の第1項第4号の規定により、申請します。

取 消 申 請 の 理 由	
備　　考	